

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年7月11日
【会社名】	J B C Cホールディングス株式会社
【英訳名】	JBCC Holdings Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山田 隆司
【本店の所在の場所】	東京都大田区蒲田五丁目37番1号 (ニッセイアロマスクエア)
【電話番号】	03(5714)5171 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 財務担当 高橋 保時
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区蒲田五丁目37番1号 (ニッセイアロマスクエア)
【電話番号】	03(5714)5171 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 財務担当 高橋 保時
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 58,280,800円 (注) 本募集金額は1億円未満ではありますが、企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第4項第2号の金額通算規定により、本届出を行うものであります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	52,600株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

（注）1．募集の目的及び理由

当社は平成29年5月9日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）及び子会社取締役（以下、「対象子会社取締役」といいます。）に当社グループの中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的とし、新たに譲渡制限付株式を割り当てる株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、平成29年6月21日開催の当社第53期定時株主総会において、本制度に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために年額50万円以内の金銭報酬債権を支給すること、及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として3年から5年間までの間で当社の取締役会が定める一定期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

なお、平成30年6月20日開催の当社取締役会において、当社の子会社の役付執行役員（対象取締役及び対象子会社取締役と併せて、以下、「対象取締役等」といいます。）に対しても本制度の導入を決議いたしました。

本有価証券届出書の対象となる当社普通株式の処分は、平成30年7月11日開催の当社取締役会決議に基づき、割当予定先である当社の取締役1名、並びに子会社の取締役及び役付執行役員29名に対して支給された譲渡制限付株式見合い金銭報酬債権の全部を当社に現物出資として給付させることにより、その対価として当社の自己株式の処分の方法によって行われるものです。

〔本制度の概要等〕

対象取締役等は、本制度に基づき当社又は子会社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。本制度に基づき当社の対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、年額50万円以内といたします。本制度により当社の対象取締役に對して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年10万株以内とし、その1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日（本募集については平成30年7月10日）における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として本制度に基づき割り当てられた当社の普通株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲にて、取締役会において決定されます。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で下記「本割当契約の概要」に記載した譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容としては、対象取締役等は本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、一定期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

本制度の目的、当社グループの業績、各付与対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、当社又は当社の子会社に対する金銭報酬債権合計58,280,800円、普通株式52,600株を付与することといたしました。

本有価証券届出書の対象とした募集においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等30名が当社又は当社の子会社に対する金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式を取得することになります。

〔本割当契約の概要〕

（1）譲渡制限期間

平成30年8月8日から3年間といたします。

上記に定める譲渡制限期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）において、対象取締役等は、本割当株式につき、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。

（2）譲渡制限の解除条件

当社は、対象取締役等が、本譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役又は役付執行役員の地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において当該対象取締役等が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。

ただし、対象取締役等が、本譲渡制限期間中に死亡、任期満了により退任した場合、その他正当な理由があると当社取締役会が認める理由により退任した場合、当該時点をもって譲渡制限を解除します。

なお、当該退任等の時点において譲渡制限を解除する株式数は、払込期日を含む月の翌月から当該退任した日を含む月までの月数を36で除した数に、対象取締役等の保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果として1株未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとします。）とします。

(3) 当社による無償取得

当社は、本譲渡制限期間が満了した時点又は(2)で定める譲渡制限解除した時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、これを当然に無償で取得します。

(4) 株式の管理

本割当株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、大和証券株式会社に設けられた対象取締役等名義の譲渡制限付株式専用の口座において、本譲渡制限期間中、他の対象取締役等名義の株式と分別管理されます。

(5) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、譲渡制限の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって譲渡制限を解除いたします。

この場合には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得いたします。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	52,600株	58,280,800	
一般募集			
計（総発行株式）	52,600株	58,280,800	

(注) 1. 本制度に基づき対象取締役等に割当てる方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. 現物出資の目的とする財産は、本制度に基づく当社及び当社子会社（J B C C株式会社（以下「J B C C」といいます。）、株式会社シーアイエス（以下「シーアイエス」といいます。）、ゼネラル・ビジネス・サービス株式会社（以下「ゼネラル・ビジネス・サービス」といいます。）、株式会社アイ・ラーニング（以下「アイ・ラーニング」といいます。）、J B サービス株式会社（以下「J B サービス」といいます。）、株式会社ソルネット（以下「ソルネット」といいます。）、J B パートナーソリューション株式会社（以下「J B パートナーソリューション」といいます。）、J B アドバンスト・テクノロジー株式会社（以下「J B アドバンスト・テクノロジー」といいます。）及びC & C ビジネスサービス株式会社（以下「C & C ビジネスサービス」といいます。）をいいます。以下同じ。）の平成30年（2018年）度～平成33年（2021年）度分の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権であり、その内容は以下のとおりです。

	割当株数	払込金額（円）	内容
当社の取締役：1名	4,900株	5,429,200	平成30～33年度分金銭報酬債権
当社子会社の取締役及び役付執行役員：6名 （J B C C）	12,600株	13,960,800	平成30～33年度分金銭報酬債権
当社子会社の取締役：2名 （シーアイエス）	2,900株	3,213,200	平成30～33年度分金銭報酬債権
当社子会社の取締役：2名 （ゼネラル・ビジネス・サービス）	2,700株	2,991,600	平成30～33年度分金銭報酬債権
当社子会社の取締役：3名 （アイ・ラーニング）	4,600株	5,096,800	平成30～33年度分金銭報酬債権
当社子会社の取締役及び役付執行役員：5名 （J B サービス）	8,200株	9,085,600	平成30～33年度分金銭報酬債権
当社子会社の取締役：3名 （ソルネット）	4,000株	4,432,000	平成30～33年度分金銭報酬債権
当社子会社の取締役：1名 （J B パートナーソリューション）	1,700株	1,883,600	平成30～33年度分金銭報酬債権
当社子会社の取締役及び役付執行役員：4名 （J B アドバンスト・テクノロジー）	6,300株	6,980,400	平成30～33年度分金銭報酬債権
当社子会社の取締役：3名 （C & C ビジネスサービス）	4,700株	5,207,600	平成30～33年度分金銭報酬債権

（２）【募集の条件】

発行価格 （円）	資本組入額 （円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 （円）	払込期日
1,108		100株	平成30年8月7日		平成30年8月8日

- （注）1．本制度に基づき対象取締役等に割当て方法によるものとし、一般募集は行いません。
- 2．発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3．また、本自己株式処分は、本制度に基づく当社及び当社子会社の平成30年（2018年）度～平成33年（2021年）度分の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資より行われるため、金銭による払込みはありません。

（３）【申込取扱場所】

店名	所在地
J B C Cホールディングス株式会社 経営管理	東京都大田区蒲田五丁目37番1号 （ニッセイアロマスクエア）

（４）【払込取扱場所】

店名	所在地

- （注）本制度に基づき支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】**（１）【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
	145,000	

- （注）1．金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。
- 2．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 3．発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等であります。

（２）【手取金の使途】

本自己株式処分は、本制度に基づき付与される予定の金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法により行われるものであり、金銭による払込みはありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

第1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に掲げた有価証券報告書（第54期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成30年7月11日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成30年7月11日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第54期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成30年7月11日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成30年6月27日提出の臨時報告書）

1 [提出理由]

平成30年6月20日開催の当社第54期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成30年6月20日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、山田隆司、東上征司、谷口卓、三星義明、高橋保時、吉松正三、長谷川礼司及び井戸潔を選任する。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
監査等委員である取締役として今村昭文、赤坂喜好及び渡辺善子を選任する。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
補欠の監査等委員である取締役として瀬尾英重を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成比率）
第1号議案				(注) 1	
山田 隆司	110,845	5,349	88		可決（95.32%）
東上 征司	110,623	5,571	88		可決（95.13%）
谷口 卓	115,620	574	88		可決（99.43%）
三星 義明	115,464	730	88		可決（99.30%）
高橋 保時	115,514	680	88		可決（99.34%）
吉松 正三	115,246	948	88		可決（99.11%）
長谷川 礼司	110,740	5,454	88		可決（95.23%）
井戸 潔	115,529	665	88		可決（99.35%）
第2号議案				(注) 1	
今村 昭文	108,625	7,579	78		可決（93.42%）
赤坂 喜好	114,672	1,532	78		可決（98.62%）
渡辺 善子	98,542	17,662	78		可決（84.74%）
第3号議案				(注) 1	
瀬尾 英重	96,625	19,579	78		可決（83.10%）

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

2. 賛成個数、反対個数及び棄権個数は、本総会前日までの書面及び電磁的方法による事前行使分に当日出席の株主から提出いただいた「議決権に関する確認票」の集計分を加算しております。なお、賛成比率の算定にあたっては、無効票分につきましても出席株主の議決権数に反映しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
該当の事項はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第54期)	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日	平成30年6月21日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき、本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】**第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年6月21日

J B C Cホールディングス株式会社
取締役会 御 中

P w C あ ら た 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	澤	山	宏	行
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鶴	飼	千	恵

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているJ B C Cホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J B C Cホールディングス株式会社及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、J B C Cホールディングス株式会社の平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、J B C Cホールディングス株式会社が平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書 提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月21日

J B C Cホールディングス株式会社

取締役会御中

P W C あ ら た 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	澤	山	宏	行
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鶴	飼	千	恵

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているJ B C Cホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J B C Cホールディングス株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。